

<感染症による出席停止について>

感染症による出席停止は、学校での感染症拡大防止対策の一つです。発熱などの症状があり、生徒が感染症にかかったと思われたときは、まずは本人の健康回復のため、家庭で様子を観察しながら休ませるようにしてください。また医療機関を受診し、以下の感染症と診断された場合は、登校しないよう校長より出席停止の指示が出されます。

学校保健安全法施行規則第18条より	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）、鳥インフルエンザ
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症（COVID19）
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

学校での流行が多いのは第2種と第3種です。第2種は出席停止となる期間が決まっていますので、診断を受けた際は学校まで連絡し、出席停止の期間について確認してください。体調がよくなったからと早めに登校すると、感染拡大の恐れがあります。

第3種の「その他の感染症」については、感染症の発生や流行の態様により、感染拡大を防ぐため、学校医等の意見を聞いたうえで校長が措置を取ることになっています。そのため同じ生徒が同じ病気にかかっても、感染時期や流行状況などによっては、出席停止になる場合とならない場合があります。いずれにしても、病名が分かる診断を受けた場合は、病名と休む必要がある期間を医師に確認してから、学校までお知らせください。

なお、受診の際、医療機関に診断キットがないため、正式な診断を受けられないケースがあるかもしれません。その場合でも医師の診察の結果、かかっている可能性が高いと診断されたときは「かかっている疑いがある」ということで出席停止の措置となることがあります。

受診して出席停止となる感染症にかかっているという診断を受けたら、まずは欠席連絡フォームまたは電話で学校までお知らせください。治癒後、「欠席理由報告書（出席停止）」に記入し、登校する際に学級担任まで提出してください。